

# 2009年度予算に対する日本共産党の要求

2009年1月14日

小樽市長 山田勝也様

日本共産党小樽地区委員会

委員長 千葉 隆

日本共産党小樽市議会議員団

団長 北野義紀

平成16年度から18年度にかけての「三位一体改革」とこれにひきつづく地方交付税の削減は、小樽市の財政を一気に財政危機に追い込み市財政再建の重大な障害となっています。

市税と並んで歳入の大きな比重を占める交付税の落ち込みは、「市の行財政改革をはるかに超えて財政難の大きな要因」と市長自身が認めているとおりです。

財政再建のためには、地方6団体が一致して国に要求しているとおり、交付税の平成15年度への水準に復元させることはさけて通れません。

同時にアメリカ発の金融危機で不況は一段と深刻になっており、このツケを国民と地方自治体にかぶせることを許さない取り組みが急がれます。また不況打開で税収増を図ることは財政再建にとっても欠かせない課題です。

また、国の自治体病院つぶしの中で、予想を超える医師の退職も加わり、市立病院の経営はさらに深刻になっています。医業収益が計画どおり進まず、新市立病院建設計画は中断に追い込まれました。平成20年度については病院特例債（18億8000万円）が認められることで当面の危機は回避されるとしていますが、この先あらたな借金返済が加わることになり、根本的な病院経営の改善に

はなりません。

市長は現在、2009年度予算編成中ですが、市民要望削減・抑制や職員への犠牲を伴うことが懸念されます。

わが党は、政府の地方財政削減に強く反対するものです。市長も全国・全道市長会等において国への働きかけをしていることと思いますが、市民生活・地元企業応援の立場にたった財政の立て直しのために全力をつくされるよう強く要望するものです。

以下の要望は、日本共産党が市民の切実な要求実現と財政再建のためどうしても必要と考えている重点項目です。別途要求事項とあわせて新年度予算案に反映されるよう申し入れるものです。

1. 平成21年度の「地方財政対策」で、地方交付税を既定加算とは「別枠」で1兆円増額し、「雇用創出」や「地域の元気回復」の財源とするとしています。

しかしアメリカ発の金融危機で、これまで不交付団体であった地方自治体が交付団体になれば、前年度比わずかな交付税の伸びもこれで無くなり事実上の地方交付税削減となることが懸念されます。以上のことから交付税の復元を国によく要望することは最重要の課題です。

地方への負担転嫁のいかなる計画もやめさせ、地方への税財源の移譲は基幹税でおこない、自治体が自主的に予算編成できるよう政府に要求すること。「格差と貧困」を拡大した労働法制の改悪と労働者派遣法の規制緩和を正し、1999年の改悪前に戻し、地域経済を落ち込ませている不況を開拓するよう政府へ要請すること。

2. 新病院建設計画は医師会、医療関係団体、市民合意のもとで抜本的に見直し、地域に必要な自治体病院としての建設計画を立案すること。

3. 「基本構想」にもとづく「総合計画」は市民と議会の意見を広く聞いて、市民こそ主人公の立場で策定すること。

4. 石狩湾新港に見られる大企業本位の予算の使い方をあらためること。また、

石狩湾新港管理組合負担金の大幅に削減し、予算の基本を生活・福祉・環境型に切り替えること。

「後期高齢者医療制度」は国に撤回を求め、国保・介護の各特別会計の予算編成は適切に行い保険料のさらなる軽減を図り、非課税世帯への減免制度確立を国に要求すること。

5. 市発注の公共事業は地元企業を優先して仕事を確保するとともに、入札執行・契約等の適正化を進めること。市の融資制度を地域経済と地元企業の実態に即して改善・強化すること。高校新卒者の臨時雇用など、雇用・失業対策を強化し市民向け雇用対策は、今日の金融危機のもとでの実態に照らし、実効あるもに改善すること。

100%保証の「緊急融資制度」は国に業種限定を廃止のうえ、その継続を希望し、また部分保証制度は止めさせるよう働きかけること。

6. 見直しを余儀なくされた「財政再建健全化計画」の收支計画は、市民と職員への犠牲転嫁をやめ、障害者へのあらたな助成や福祉・医療制度の維持・拡充など改善をはかること。

7. 学校の「適正規模」とは、1950年代の学校統廃合のさいの補助金支出基準の「適正規模」であり、これを基本にした学校適正化計画は根本からあらため、学校適正配置計画の推進に当たっては、市民の声を聞く最大の努力をおこない、また議会での審議時間を十分保障するとともに、少人数学級の実現を基本とした計画として民主的に作成し、存続要望の強い学校は廃校にしないこと。

8. 小樽市非核港湾条例を制定し、市民の平和と安全を守ることを高らかに宣言することは、アメリカの軍事的霸権主義がイラク戦争の失敗でその破綻が明白となり、国連憲章にもとづいた新しい世界秩序の構築を担う崇高な事業である。非核平和都市宣言を実行あらしめるためにも市長の英断が期待されている。

（参考）小樽市非核港湾条例（案）

（参考）小樽市非核港湾条例（案）

## 総務常任委員会関係

- 1, 消費税の増税をやめて、個人消費の拡大で景気の回復をはかる。空前の利益、マネーチームで巨額のもうけをあげ内部留保をもつ大企業・大資産家に応分の負担をもとめ、社会保障の充実、減税の恒久化、基礎控除の引き上げと低所得者対象の各種控除の設定を国に強く求める。
- 2, 現行消費税では食料品への課税をやめ、食料品非課税の緊急実施を国に要求する。
- 3, ゼネコン型の公共投資は見直し、経済効果が大きく雇用拡大につながる福祉・医療を重視した投資をおこない市財政の再建をめざす。
- 4, 市の公共料金に転嫁した消費税は廃止する。固定資産税は地価下落の現状にあわせ軽減する。
- 5, 地方自治体の自治権が侵害され、国民の基本的人権の抑圧につながる「国民保護計画」ではなく非戦、非核、平和な計画へ組み替える。
- 6, 憲法違反の自衛隊海外派兵をやめ軍事支援ではなく和解交渉や人道支援の促進で主導性を発揮するよう国に求める。
- 7, 核兵器廃絶平和都市宣言にふさわしく平和推進事業を拡充する。入港目的が友好・親善であっても非核証明のない外国艦船の入港は拒否する。小樽の『軍港』化に道をひらく米軍優先使用はきっぱり拒否する。
- 8, 1995年の阪神・淡路大地震以降震度6から7の地震が続いている。これらの教訓をいかし、ライフラインや公共施設は震度「7」等にたえうる構造とする。防災計画は行政の「責任」で避難所をふやし、消防力の強化や高齢者・障害者の対策強化など明確にした計画とする。
- 9, 原子力発電所で事故が繰り返し起きています。泊原発1号・2号機の総点検体制を確立し、原発防災計画の全面見直しを北電、北海道、政府に要求し情報公開も行わせる。市としても放射能の監視体制をはじめ原発防災計画を早急に策定する。原発の危険が増幅するだけのプルサーマル計画は中止する。
- 10, 石狩湾新港の防波堤延伸と防波堤の島外の建設は中止し、小樽港の港湾機能

の充実をはかる。小樽港のレジャー港化・軍港化に反対する。

11, 石狩湾新港3工区埋め立て事業推進の責任を明らかにし、新たな金利負担に反対する。

12, 在来線（函館本線）からのJR撤退を条件にした新幹線建設には反対すること。

13, 消防職員の適正配置計画は撤回し、市民の生命・財産を火災・災害から守るために、消防予算を増額し、“1車5人”体制をめざして職員を増員、労働条件を改善する。施設や車両は計画的に拡充し、消防力の向上をはかる。予備の救急車を整備し、隊員も配置していつでも出動できるようにする。消防団の消火用ホースを町野式へ切り替えるための予算措置を急ぐ。

14, 請負契約では地元業者への発注拡大を第一に、下請け・孫請け業者の保護についても指導・監督をつよめる。前払金は目的にそった使いかたをするよう受注企業への指導をつよめる。建設業退職金共済制度への加入と証紙の貼付を徹底する。小規模修繕等契約希望者登録制度を創設する。

15, 情報公開条例に基づき情報公開を徹底する。行政手続法の趣旨をいかし市行政全体の公平性の確保と透明性の向上につとめる。

16, 批判の多い第3セクターや市の補助金交付団体への市職員OBの天下りはとりやめる。

17, 「広報おたる」「おたる市議会だより」を全世帯に届けられるようにひきつき改善する。

18, 各種審議会はすべて公募制とし、委員会などは構成をあらため民主的に運営し、すべて公開する。労働代表としては「小樽地区労働組合総連合」（樽労連）、女性代表には「新日本婦人の会」の代表を加える。男女共同参画基本法にもとづく男女平等参画条例をつくり、男女平等参画の推進をはかる。

19, 成人式など市の行事では「日の丸」「君が代」の押しつけをやめる。

20, 市の行政機構は簡素で市民にわかりやすいものとし、職員の配置も管理部門は簡素化し、市民へのサービス部門は強化する。税務部門は財政部から独立させ市民生活にそった賦課徴収体制の組織として確立すること。

- 21、職員削減、サービス切捨て、公共施設の統廃合をすすめる行政改革は白紙に  
もどし、不要不急な事業は見直し、①清潔、公正、②国のいいなりでなく市民  
に責任を負う、③市民の身になって親切・迅速、④市民参加を基準に本当の行  
政改革を実行する。休息時間、執務準備・事務整理時間をもうける。職員をふ  
やして恒常的時間外勤務をなくし、サービス残業は禁止する。
- 22、公の施設への指定管理者導入にあたっては、住民福祉の向上を遵守し、施設  
運営に利用者・市民の声の反映を保障する。管理者に指定された労働者の権利  
低下にならない措置を施す。情報公開を徹底する。
- 23、一時金、退職金の支給をはじめ嘱託・臨時職員に対する差別をなくし、賃下  
げはやめる。民間企業にたいしてもパート労働の差別をなくするよう積極的に  
指導する。
- 24、公の施設に勤務する職員の駐車料金の徴収はやめる。
- 25、人事異動は職員の希望も聞き民主的に改善する。昇任人事は公正を期し、学  
歴、思想や政治信条による差別をなくする。
- 26、保護者、子ども、地域住民、PTA、同窓会等の意見をよく聞き、住民合意  
の下で、教育の総合計画をつくる。学校教育予算を大幅増額して施設整備と教  
育内容の充実をはかる。学校の「適正配置計画」を理由に老朽校舎の改築をお  
くらせない。大規模改造にも積極的にとりくむ。施設整備、教材教具の充実、  
研修費の増額など教育条件を改善する。
- 27、小中学校の少人数学級の拡大・充実を国、道に要求するとともに、直ちに市  
独自でも実施する。教職員の労働条件、教育条件の改善をはかるため、国・道  
にたいし定員増を要求し免許外教員をなくする。予算を増額し特別支援教育充  
実のため配置教職員を増やす。サイエンスボランティアや学校支援ボランティ  
アなど地域と学校の結び付きを深め、あわせて通学路の安全確保を図る。
- 28、公立高等学校適正配置計画を見直し道立高校の間口・募集定員の削減に反対、  
30人以下学級の実施を要求する。私学でも30人以下学級をめざすとともに私学  
助成を大幅に引き上げ、授業料への直接助成を国・道に要求する。私学助成の

「北海道単独上乗せ補助」の拡充を道に求める。市の私学振興補助金も増額して父母負担軽減と公私間学校格差の是正をはかる。私立幼稚園にたいし入園金の直接助成、建設費・運営費の助成などを拡大する。

29、改悪された教育基本法、学校教育法に基づく「ゆとり教育に反した知識詰め込み」型での「学習指導要領」ではなく、基礎学力重視、どの子にも豊かな学力を保障するものに改善させる。いじめ、不登校、学力崩壊、学力低下の解決に積極的にとりくむ。スクールカウンセラーの増員配置をする。教育の序列化を助長する学力テストには参加しない。道徳教育は指導要領で示された復古的かつ形式的なものではなく、子どもを人間として尊重する姿勢を学校生活全体に貫くことを要にすること。「日の丸」「君が代」を教育現場に押しつけない。

30、学校の耐震化整備計画を急ぐ。

31、学校配当予算は増額する。学校図書館は予算を増額し、司書の配置をすすめ、図書の充実をはかる。スキーや水泳学習のためのバス賃は公費で負担する。せまくて危険な通学路は改善整備し、町内会とも連けいし照明を明るくする。

32、学校の温水プールを増設し社会スポーツ施設としての利用も促進し、障害者も安全に利用できる施設とする。

33、就学援助の適用基準を引き上げる。適用にあたっては、収入から税や社会保険料なども控除し、生活保護世帯との逆転をなくする。事業所得を給与所得に換算することはやめる。就学援助費から学校給食費天引きをやめて全額支給する。奨学資金を充実し入学準備金貸付制度を設ける。就学援助に関わる国庫補助を大幅にひき上げるよう国に強く求める。

34、学校給食の民営化はやめ、自校方式を復活させる。食材の一括購入・統一メニューの見直し・輸入食品・添加物・遺伝子組替え食品など安全性が保障されない食品は使用しない。食材は地場産を使う。環境ホルモン物質の出るプラスチック容器の使用を禁止し、強化磁器などに替える。給食費の値上げはしない。私会計はすみやかに公会計化する。米飯給食への補助金の復元を国に要求する。

35、年間5万人の市民が利用し、障害児・者の社会参加に大きく貢献している市

営プールの新設を急ぐ。

36、社会教育、文化、スポーツ予算を大幅増額し施設の整備充実をはかり、市民の自主的な活動を奨励・援助する。パークゴルフ場を西部地区をはじめ要望の強い地区から建設する。室内スケートリンクの建設をすすめる。圧雪車を購入し、コースの整備をはかり、歩くスキー事業の充実をはかる。総合体育館の個人料金は全て無料にし、入れ替えの時間帯を見直し市民利用の向上をはかる。からまつ公園にトイレヒーターを設置し冬期間も常時使用できるようにする。

37、図書館、博物館、美術館、文学館などの図書や絵画・資料購入費は大幅に増額する。図書館の蔵書をふやし、AV（オーディオビジュアル）コーナー設置、カセットブック、ビデオの貸し出しなど充実をはかり駐車場も拡充する。歴史的建造物はじめ文化財や伝統文化の保護を推進する。文学館、美術館の建設計画をたてる。埋蔵文化財の調査、発掘をすすめ、展示室、収蔵庫を整備し保存する。能舞台は道の文化財としての保存を求める。市民劇場活性化への援助をつよめる。

38、学校開放事業は小学校だけでなく中学校もふくめて拡大し無料化する。空き教室なども開放し学校と地域住民との結びつきをつよめる。そのための施設整備費、管理費、指導者的人件費など必要な予算を計上する。

39、放課後児童クラブは無料に戻し、受け入れ学年・開所時間をのばし、土曜開設もふやして待機児童の解消につとめる。障害児は6年生まで受け入れること。

40、議会の本会議はモニターテレビをつかい、市民ホールやサービスセンターで市民が視聴できるようにする。夜間議会開催の継続、議場と委員会室の拡声装置の改善をはかるなど議会情報の公開につとめる。

41、世界に開かれた観光都市として、人種差別を生まない自治体づくりに努力する。

42、市町村合併は国のおしつけに反対し、自治体と住民の自主性を尊重する。

## 経済常任委員会関係

- 43, 市内中心市街地活性化のため公営による大型駐車場を検討する。
- 44, 小樽市中小企業等振興条例の目的にそった各種助成の拡充を図る。
- 45, 市の融資制度を改善・強化する。信用保証協会に対する保証料の助成を拡充する。市に審査機構を設置し、直貸しを行なう。
- 46, 部分保証はやめ緊急保証制度を継続するよう国に要請すること。
- 47, 地場産業の振興を基本に地域経済の活性化をはかる。企業誘致にあたっては、公害や既存企業との競合がなく雇用促進に役立ち市財政の過大な負担とならないようとする。
- 48, 地元合意がなく既存商店と地域社会を衰退させる大型店出店に反対する。
- 49, 新卒者の雇用はじめ失業、高齢者・季節労働者対策で実効ある対策をとる。全国一律最低賃金制度を政府に要求する。市独自の雇用拡大をはかる。
- 50, 雇用保険の特例一時金の廃止等を行わないよう政府に要求する。
- 51, 失業、雇用、生活相談の総合窓口は常設し、充実させる。
- 52, 労働条件を低下させ、格差を生みだす労働法制を改悪前に戻し、人間らしく生き働く環境をつくり少子・高齢社会を支える基盤をつくる。
- 53, 「小樽市勤労者共済制度」に対する助成を充実・強化する。
- 54, 中小企業退職金共済制度等に、国は期限を決めず助成するよう要請すること。
- 55, 中小企業育成のため公的総合研究所の建設を国・道にもとめる。
- 56, 商工会館の跡地利用については、市民合意のもとですすめる。
- 57, 米まで含む輸入の自由化、一握りの農家に施策を集中する新農政、米を市場任せにする新食糧法などに反対しWTO諸協定の改定をめざす。
- 58, サケ、マス沖どり禁止に反対し、日本の200カイリ内でも、科学的な資源管理をすすめ、沿岸・沖合漁業の多面的発展をはかることを基本に、外国船の操業についても、平等・互恵の立場で対処するよう政府に要求する。トド被害対策を強化する。
- 59, 沿岸漁業・浅海増養殖事業の抜本的強化をはかる。
- 60, 青果市場は時代のニーズに応えた活発な取引を行ない公正な管理運営をはか

り、民営化はしない。水産市場の有効利用を促進する。

61, 小樽港の港湾機能の充実をはかる。小樽港のレジャー港化・軍港化に反対する。

62, 港湾再開発は既存港湾施設・土地の有効利用をはかり、関係企業、関係団体をはじめ、市民合意をえるなど民主的に決定する。

63, フェリー・敦賀便を小樽港に戻すよう関係機関に強く要望する。

64, 市内海水浴場の整備を道にもとめ、ドリームビーチへの貸付金は早期返還をもとめる。

65, 農業委員会は廃止せず存続する。

66, 新規就農者支援をはじめ小樽市農業発展のために支援する。

67, 食料自給率の向上、農業者への所得保障、価格保障の実現を国に申し入れすること。

68, 観光客ニーズを把握し、観光都市宣言にふさわしく魅力ある観光資源の拡大をはかる。

69, カジノ誘致はやめること。

70, 住宅地に近い採石事業は住民に被害を与えないように配慮し、速やかな植樹で原状回復に努めるよう指導を強める。

### 厚生常任委員会関係

71, 福祉医療への助成制度を復活する。

72, 特別養護老人ホームの増設、在宅における24時間ヘルパー制度を実施する。

福祉の諸制度について市民に周知徹底をはかる。福祉担当職員を増やし、窓口対応だけでなく関連する職員とも連携し実態把握につとめ、市民の要求に機敏に応える。

73, 老人医療の無料化、病院給食の無料化の復活を国に要求する。

74, 乳幼児医療助成制度についての所得制限は廃止する。又、入院給食費自己負担も助成対象とする。

75, 高齢者交通費助成は、「ふれあいバス」は無料に戻しバスとバス券方式の選択制とし、回数券方式はやめる。障害者も対象として「タクシー券」も検討する。

76, 高齢者への「除雪サービス」は屋根の雪おろしか除雪の選択制をやめ、予算を増額し市民のニーズにこたえ必要に応じて実施する。公衆浴場で老人を対象に月1回の無料入浴デーを実施する。現行の水道料・下水道使用料減免を存続する。

77, 社会保障制度の基本に立って介護保険の保険料・利用料は、市民税非課税までを対象に減額・免除することを国に要求し、それまでの間は市として実施する。

78, 介護認定訪問調査は市の職員で実施することを基本として、委託は在宅支援センター、社協など準公的機関にとどめる。

79, 介護保険料滞納に対する罰則規定はやめるよう国に求め、市としてもサービス給付の停止はしない。

80, 地域支援事業に積極的にとりくみ介護予防事業を充実させる。給食サービスは実施日を増やし、市内全域で利用できるように改善をはかる。緊急通報システムは自己負担を軽減し対象者を広げる。電磁調理器、福祉電話など日常生活用具は市民に充分に知らせ、利用拡大をはかる。

81, 身体・精神・社会的状況に基づいて介護度を認定し、必要な介護サービスを提供する。

82, 介護保険の住宅改修費の給付は支給限度額上限を大幅に増額し、改修内容を拡大する。また、現物給付とする。

83, 高齢者保健福祉計画を充実させ、お年寄りが安心してくらせるまちづくりをすすめる。介護保険とは別に、市独自のヘルパー制度を作り高齢者のための生活を援助する。中心街にケア・ハウス、民間アパートの借り上げ方式も含め、老人用住宅を確保する。自宅改造のための市の助成制度をつくる。

84, 医療・介護・福祉のオンブズパーソン制度をつくり市民の苦情に対応する。

- 85, 難病患者や重度障害者に通院のための交通費を助成する。
- 86, 障害者自立支援法の原則一割負担等の撤回を政府に要求し、市独自の支援策をさらに強める。
- 87, 障害者のデイ・サービスをはじめサービス提供体制を確立する。自立支援給付の審査は専門家が参加し、必要で十分なサービス量を決定する。自分で契約が困難な障害者への支援策を拡充する。障害者の要望に応えるサービスになるよう、ヘルパーに対する教育を行うよう指導する。
- 88, 「福祉のまちづくり」条例を制定し、点字ブロックの設置、段差の解消、歩道にある電柱や消火栓の移設などを行い、車イスでも安心して外出できるようにする。障害者向けの住宅を中心地に確保する。災害時の連絡、救助方法は近隣者、ボランティアの協力を求めてすみやかに行なえるように対策をたてる。
- 89, 障害者タクシー助成制度の対象者を内部障害1・2級、歩行困難な片麻痺、下肢3級まで拡大し補助額も増額する。障害者の雇用拡大のため市も積極的に採用し、民間を指導する。身障者福祉センターの運営は小樽身体障害者福祉協会にまかせきりにせず、市としての責任をはたす。身障者センターを増設する。社会福祉協議会は、専門職や若者の雇用など時代の要請に応える規模と内容にする。
- 90, 相談室は、たんに生活保護だけでなく、福祉全般の相談に対応できる総合相談窓口としての機能と役割を発揮させる。
- 91, 生活保護費の引き下げはやめ、老人加算を復活させ、母子加算の削減・廃止はやめる。生活保護級地は1級地に引き上げるよう国に強く働きかける。「医療券制度」を「医療証制度」に早期に改善するよう国に要求する。申請用紙は公共機関の窓口に設置し、生活保護の申請権を保障し、同意書の提出を申請受理の条件としない。
- ケースワーカーには、福祉行政に意欲をもった職員の配置を積極的にすすめ、児童・母子・老人・障害担者当課にもワーカーを配置する。
- 92, 生活保護からの追い出しを図る「稼働能力判定会議」は設置しない。

93, 次世代育成支援の「行動計画」の充実・改善に努め、関係諸団体・市民と意見交流・情報交換を行う。

94, 保育に欠ける児童の入所は自治体が責任をもって受け入れる。保育の企業化、民営化の方向ではなく、市民も保育士も納得できる「行動計画」とする。

95, 小樽市に児童福祉審議会を設置する。

96, 財政難を理由とした保育所の統廃合はしない。待機児の早期解消のため定員数の回復、施設の増設を行なう。特に要求の高まっている産休あけ、0才児保育の定員枠の拡大や延長保育の実施、障害児の受け入れ保育所を増やす。保育料は応能負担を維持し保育料値上げはやめる。保母や調理員を大幅に増員し保育内容や給食を充実する。

民間保育所、無認可保育所への補助金を大幅に増額する。自主的に運営している幼児サークルに助成する。

97, 児童館は、コミュニティーセンター建設計画とのだき合わせ計画だけでなく単独建設もすすめる。当面、北部、桜・新光地区に早急に建設する。地域子育て支援センターを中心部に増設する。絵本など寄贈に頼らず内容の充実を図る。

98, 保健所の機能を充実し、特定健診の受診率向上をはかり、検診料は無料にする。妊産婦検診はすべての検診を無料にする。保健師・事務職員を増員する。結核検診に予算を増額し対策を強める。食品の安全を確保するため消費者が持ち込む食品の分析検査ができるようにする。国に対し、輸入食品の検査体制の強化、遺伝子組み換えと原材料を表示させ、食品添加物の規制をきびしくし、使用品目を減らす。乳幼児健診は錢函地域でも行う。就学前の発達度確認の4、5才児健診を実施する。

99, ごみ処理手数料は無料にする。

100, 公衆トイレの水洗化を促進し、必要に応じてバリアフリー対応とする。清掃も徹底し、冬期間も使用できるようにする。

101, 不法投棄防止のためのPRとともに、市民とも連携してその対策を強化する。

102, 空き缶ポイ捨て防止のために「空カン鳥」を市内に増やす。

103, ダイオキシンを発生させるものを焼却しないためにも、ごみの分別収集をさらに徹底し、リサイクル化を促進する。

104, 小型のごみ収集車を増やし、収集困難地域を解消し、冬期間の収集も可能とするよう努力する。

105, 粗大ごみも無料収集日をもうける。

106, 環境基本法に合わせて条例を整備し、自然・環境保全の充実に努める。環境課は、環境部から独立させる。

107, 廃食用油燃料使用の車両運行や公的施設への太陽光発電設置など、地球温暖化防止対策を進める。

108, 総合サービスセンターは土曜日の業務、平日の時間延長を行う。

109, 町内会館建設助成金は用地費も含め増額し、貸付制度も新設する。町内会運営助成費を増額し、会館使用料の軽減を指導する。特に子供や P T A などで使用する場合、市が負担して使用料を軽減する。

110, コミュニティーセンターは朝里共同住宅跡地と錢函地区に建設し、全市的な配置計画を作成し増設する。

111, 中央バスへの市民要求は速やかに実現するよう強く申し入れる。①札樽線（桂岡経由）直行便を復活する。②桜町ロータリーから熊碓神社下まで延長③冬期間の停留所の除排雪の強化 ④塩谷線は塩谷駅を経由し最上まで延長する。⑤天狗山ロープウェイ線の始発時間を工業高校授業開始時間に間に合うようにはやめ洗心橋と工業高校間にバス停を設置する。⑥郊外のバス停に待合室をつくる。⑦低床バスやノンステップバスの車両を増やす。⑧車椅子の乗降について研究、検討する。

112, J Rへの要求は速やかに実現できるよう強く申し入れる。①南樽駅は障害者が利用しやすいようエレベーター（エスカレーター）を設置する。②朝里駅周辺の照明を明るくする。朝里の2ヶ所の踏切は拡幅する。③錢函駅の山側ホームに改札口を設置する。④トイレ付きの車両を増やす。⑤利用者の安全確保のためにも係員を配置し無人駅をなくする。⑥トラブル発生で長時間運行停止時

には代用バスを出す。

113、「子どもの権利条約」を子どもも含めて周知徹底する。国内の関係法や諸制度も「権利条約」の精神にそって改正するよう要求する。

114、交通事故防止のため歩道や信号機など交通安全対策を積極的にすすめる。小樽駅前など主要な交差点の歩車分離をすすめる。大通北線と道々小樽港稻穂線（820号）が交差する稻穂4・5丁目の交差点の改良をはかる。交通安全女性指導員を増員する。

115、国民健康保険事業の国庫負担の削減に反対し、国保の負担率を45%に復活するよう要求する。国保料は値上げせず引き下げ、保険料と一部負担金の減免をおこなう。国保運営協議会に議会代表を加え会議を公開する。保険証の交付はすみやかに行ない短期被保険者証、資格証明書の発行は国に撤回を求める。「特別な事情」の中に、低所得者を入れる。健康保険本人は10割給付を国に要求する。国保の葬祭料は3万円にひきあげ、後期高齢者医療制度の給付と同額にすること。

116、男女平等参画課の職員を増員し、セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンスなど女性問題全般の相談にも対応する。勤労女性センターは女性の社会活動を積極的に支援するセンターとして充実し日曜開館をおこないエレベーターを設置する。

117、市立病院は、築港への移転新築計画は中止し、市内中心部に新築・統合にむけて取り組む。市民参加の委員会を設置して意見を反映させる。医師確保につとめ結核病棟はじめ休止している診療科目の復活をはかる。看護師の労働条件を改善し、3交替夜勤は2・8体制がとれるように人員を確保する。小樽病院は差額ベットを廃止し、医療ワーカーを配置、リハビリ機能、作業療法を充実する。高齢者への福祉、保健施設機能をもち、療養型ベットを導入する。給食の民間委託はやめる。

118、夜間救急センターは、医師の空白時間の解消、各種検査体制の充実など市民サービスに努める。2次3次救急体制は市が責任をもって確立し、小児科医の配

置に努力する。夜間救急センターとは別に新市立病院にも救急センターを新設し、東部方面の市民の便宜を図る。

119, 市公共施設への除細動器の設置をすすめる。救急出動の補完体制の一環として市消防ポンプ車への除細動器配備をすすめる。

120, 経営困難な公衆浴場へは市独自の補助制度をもうけ積極的な対応をはかる。

121, 不妊治療助成制度をもうける。

122, 後期高齢者医療制度で保険料滞納者に対し医療給付の差し止めになる資格証の発行はやめ、国にも要求する。

123, 携帯電話基地局設置にあたっては、住民説明会を開くことを義務づける。

124, 住民基本台帳ネットワークからの離脱をはかり、市民の安全とプライバシーをまもること。

### 建設常任委員会関係

125, 国道5号線の交通渋滞解消をはかるため塩谷文庫歌と蘭島間の4車線化を早期に実現する。

126, 札樽自動車道は無料の一般国道とする。

127, 市道整備の予算を増額する。未整備部分は年次計画をたて整備促進をはかる。

128, 側溝、雨水マスなど定期点検を行い土砂を除去する。

129, 市道の認定基準を緩和し、「車」中心から「人」優先へと道路行政に転換する。

130, 私道整備にたいする助成制度を拡充する。また公共性の高い私道については市の負担で整備をすすめる。

131, 電柱・電話柱の地中化、軒下配線をすすめる。また、歩車道上の電柱、消火栓は移設する。

132, 歩道の段差解消、坂道・階段に手すりをつけるなど子供や老人、障害者にやさしい街づくりをすすめる。

133, 塩谷街道の危険個所には跳出歩道などを整備し、除排雪・砂まきも強化する。

134, 街路灯の建設、維持費の助成を増額する。また、道路管理者の責任において街路灯の設置をすすめる。

135, 公共事業は地元経済への波及効果が大きい生活密着型優先に転換する。工法の研究、指導体制の強化をはかり、地元企業が請負いやすくする。

136, 崖崩れ防止対策事業は、人工崖・人家の少ない場合なども含めるよう要件緩和・予算の増額を国に要求する。地震、地すべり、豪雨などの対策として、市の単独事業も積極的にすすめる。

137, 街区公園は中心街を重視して設置する。

138, 街区公園・ゲートボール場に便所、水のみ場、照明、時計塔などを設置し樹木を植える。公園・遊園地の維持管理や砂場の汚染対策をすすめる。

139, 公園敷地のとれない地域では、歩行者用緑道やポケットスペースを設置するなど緑化対策を積極的にすすめる。

140, 通学路の危険な個所は早期に改善し、冬は歩道を確保する。

141, 除雪費を増額し当初予算で十分計上する。除排雪計画では歩道除雪、機械除雪、拡幅除雪等ではきめ細かい対応がとれるようにする。子どもの安全を守るために、バス通りなどの車道の雪山は子どもが見えるような高さにする。市営住宅内の除排雪を強化する。そのためにも現行の除排雪水準は抜本的に見直しする。

142, 貸出しダンプは、1業者の独占にならないよう公平に受付し、必要に応じ回数をふやす。

143, 除排雪では、冬期間の雇用拡大対策をすすめるため、段差解消や置雪対策業務など人手による除排雪を大幅に取り入れる。置雪対策の試行を拡大し、除雪水準を引き下げることなく高齢者、身障者宅前の置雪をなくする。

144, J R 銀河駅前広場の冬期間の路面管理を強化する。

145, 市内の空地を確保し、夏は広場、冬は堆雪スペースとして活用する。

146, 車道優先から生活道路中心へと切り換えたロードヒーティングの第3期整備計画をすすめていく。それまでの間は砂まき等を強めて安全を確保する。

147, 中心市街地商店街の活性化をめざし、駐車場整備、公営住宅など公共施設の建設をすすめる。

148, 中心街に高齢者、障害者のための市営住宅を建設する。

149, 中層市営住宅（3～5階建て）にエレベーターを設置する。

150, 現市営住宅階段両側に手すりを設置する。

151, 市営住宅の老朽化した排水管や傷んだ畳床などの修繕を北海道に準じて計画的に行う。

152, 市営住宅入居の際の敷金は廃止する。また、保証人を入居申込みの際の要件としない。家賃の減免基準の拡大をはかる。

153, 政令一部改正による家賃値上げについては緩和措置の拡大を図る。

154, 雇用促進住宅錢函宿舎は小樽市への事業主体変更で公的住宅として存続すること。

155, 団地内道路の除排雪については、予算を別枠で計上・増額をする。

156, 建築指導課に、住宅・マンション問題等に関する相談担当窓口を開設し、耐震強度偽造問題に対処する。

157, バス停は待ち合い所方式を多くし、郊外ではポスト・電話・ベンチ・屑かご・街区案内版・トイレなどを設けたマルチサービススポット方式を取り入れる。

158, 都市計画は抑制型に転換し、民間開発の都合に合わせた容積率の緩和、用途地域の変更は行わない。

159, 建築基準法第42条2項道路や生活道路になっている下水道管路用地など長期に放置されている問題については、道路係を設置して促進をはかる。

160, 歴史的建造物への補助事業は予算を増額する。

161, 自然保護に配慮し、景観の保全と創出による歴史の街づくりをすすめる。

162, 建設事業課の職員定数を増やし、冬期間でも予備設計、早期発注の体制がとれるようにする。また作業員を大幅に増やし維持管理、補修など「すぐやる課」的な機能を強化する。

163, 水道・下水道事業の基本計画変更にともない、料金の見直し等市民負担の軽

減をはかる。

164, 無給水・給水不良地域の解消につとめる。

165, 鉛製給水管の交換工事は市負担ですすめる。

166, 公共施設の未水洗化をなくす。また生活扶助・低所得者世帯の改造費補助制度をつくる。

167, 下水道マンホールフタの断熱化を早急に進める。

168, 道路の新設は、現行水準を維持し国へ補助率を高めるよう要望する。

169, 住宅改修助成制度を創設する。

2009年1月14日

小樽市長 山田勝磨様

日本共産党小樽地区委員会  
委員長 千葉 隆

日本共産党小樽市議会議員団  
団長 北野義紀

### 雇用問題に関する緊急対策の申し入れ

アメリカ発の金融危機が世界中に広がり、日本経済に深刻な影響を及ぼしています。アメリカへの輸出に頼ってきた自動車関連等の大企業各社は景気悪化を理由に派遣社員など大量の非正規労働者の解雇を進めています。

また、本市においては、建設と関連企業、運輸関係企業の倒産などで労働者の解雇が相次いでいます。しかし、小樽管内公共職業安定所の有効求人倍率は全国・全道平均を大きく下回る0.36と低く、雇用環境は厳しさを増しています。

小樽市は、高校生の市臨時職員の採用や雇用相談窓口で離職者相談を行っていますが、厳しい雇用環境悪化に対応した当面の緊急的な対策を講ずるよう申し入れるものです。

### 記

1. 小樽市在住の解雇されて失業した人たちの雇用実態調査をすること。
1. 市の雇用相談窓口を市民に周知徹底すること。
1. 冬道の段差解消など冬期就労対策事業の拡大を図るとともに、市独自の新たな雇用創出の場を確保すること。
1. 住まいを失った人には市営住宅に緊急入居できるようにするとともに、雇用促進住宅も活用できるように関係機関との連携を強化すること。
1. 生活保護を申請した場合は速やかに開始できるように特別策を講じるとともに、国民健康保険料、介護保険料、市民税などについて市長権限の減免規定を適用させること。

以上